⑵　首都高速道路株式会社における「電気工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「電気工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の再認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。

⑶　単体又は共同企業体のすべての構成員は、平成13年度以降に次に掲げるア及びイの両方の工事の完工実績（元請に限る。）を有すること。

ア　特別高圧受変電設備を自ら製作し、あわせて据付け及び調整を行う工事

イ　高圧発電設備の据付及び調整を行う工事

なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

⑷　次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、現場代理人（以下「配置予定技術者」という）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成30年６月１日（金）を予定している。

①　主任技術者及び監理技術者は、以下のア～オのいずれかの要件を満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第１項の規定による技術検定のうち、１級電気工事施工管理技士に関する検定種目に合格した者

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条第１項の規定による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者

ウ　電気工事士法（昭和35年法律第139号）第４条第１項の規定による第１種電気工事士免状の交付を受けた者又は同項の規定による第２種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し３年以上実務の経験を有する者

エ　電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第１項の規定による第１種電気主任技術者免状、第２種電気主任技術者免状又は第３種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第７項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し５年以上実務の経験を有する者

オ　ア～エと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成13年度以降に、次に掲げる⑺及び⑴の工事の経験を有するものであること。ただし、同一工事で各経験を有する必要はない。また、⑺の経験を有する者と、⑴の経験を有する者がそれぞれ１名であることも可とする。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

⑺　特別高圧受変電設備を据付け及び調整を行う工事

⑴　高圧発電設備を据付け及び調整を行う工事

上記工事の経験は、平成13年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

⑸　機器の故障・システム障害時における保守技術支援体制が確立されていること。

⑹　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑺　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　共同企業体を構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。

①　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑼　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

⑽　本工事と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

⑾　首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が平成26年度及び平成27年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

３　技術提案書に関する事項

⑴　技術提案書及び工事費内訳書の作成　技術提案書の作成に当たっては、「入札説明書」に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、「入札説明書」に示す様式により作成すること。なお、技術提案書（３⑵の最終技術提案書を含む。）は、本工事に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本工事における施工方法として適正であるものとする。また、工事費内訳書の作成にあたっては当該技術提案書に対応したものとし、入札説明書に示す様式により作成すること。

⑵　技術提案書及び工事費内訳書の審査並びに最終技術提案書の提出　本工事は、１次審査及び２次審査の２段階により、技術提案書及び工事費内訳書の審査を行う。１次審査では、技術提案書を中心に技術交渉を実施し、交渉を踏まえた１次最終技術提案書及び工事費内訳書をもって２次審査を受ける技術提案者を選定する。

２次審査時には、上記の選定後に提出される詳細工事費内訳書を中心に技術・価格交渉を実施し、技術提案者は交渉を踏まえた最終技術提案書及び最終詳細工事費内訳書を提出すること。技術提案書の評価は最終技術提案書に対して行う。

⑶　最終技術提案書の評価　最終技術提案書の評価項目は以下のとおりである。

①　施工管理に関する更なる工夫

②　工程管理に関する更なる工夫

③　品質・出来形管理に関する更なる工夫

④　安全管理に関する更なる工夫

⑷　工事費内訳書等の総額及び入札価格　詳細工事費内訳書の総額は工事費内訳書の総額以下、最終詳細工事費内訳書の総額は詳細工事費内訳書の総額以下、入札価格は最終詳細工事費内訳書の総額以下の金額でなければならない。